

2017年9月定例県議会 総括質問

2017年10月3日

日本共産党 宮本しづえ県議

日本共産党の宮本しづえです。原発問題、被災者支援等について質問致します。

一、東京電力の柏崎刈羽原発再稼働の対応について

まず最初に、東京電力の柏崎刈羽原発再稼働の対応についてです。

原子力規制委員会は、東電の柏崎刈羽原発6・7号機の再稼働に合格の審査書を間もなく取りまとめます。

規制委員会は今年7月の時点では、福島第一原発廃炉を主体的に取り組む覚悟と実績が示せない東電には再稼働の資格はないと厳しい意見を出していましたが、9月になったら理由も明らかにせず再稼働を認めるというのは無責任で許されません。しかし、柏崎刈羽原発再稼働は単に東電の方針ということだけでなく、まさに安倍内閣の方針だということです。原発事故の原因究明も不十分、賠償や廃炉の見通しもない中で東電にお墨付きを与える事は、国民、福島県民の納得は得られません。

県としても、福島原発事故処理過程で起きた問題の報告漏れや遅れを指摘してきました。原発事故に真剣に向き合い、被災者への謝罪と賠償を行う真摯な姿勢が見られない東電の企業体質に対して厳しい批判の声が上げられて来ました。

倫理観欠如の東京電力には柏崎刈羽原発を再稼働する資格はないと思いますが、知事の考えを伺います。

内堀雅雄知事

お答え致します。

東京電力に対しては、これまでも県民の安心・安全を第一とする社内風土を確立し、甚大な被害をもたらした事業者として責任を全うするよう求めてきたところであります。いずれにしましても、原子力発電所につきましても、東京電力福島第一原発事故の現状と教訓をふまえ、何より住民の安心・安全の確保を最優先に国及び電力事業者の責任において検討されるべきものと考えております。

宮本県議

東電は第一原発1、2号機内の燃料プールからの燃料取出し開始を3年延長すると発表しました。廃炉の困難さが改めて浮き彫りになっています。

また9月28日には、汚染水の水位計の設定ミスも報告されて、共産党県議団は東電に抗議と再発防止の申し入れを行いました。

事故処理、廃炉に真剣に向き合うとともに、被災者への謝罪と賠償に真摯に取り組むことが加害者の責任であり、復興の前提です。柏崎刈羽再稼働に前のめりで福島への責任を曖昧にする東電に県民は怒っており、東電の倫理観が問われているのです。

ドイツが原発廃止を決めたのは倫理委員会でした。知事は被災県の県政トップとして倫理的判断をすべきだと思いますので、改めて見解を伺います。

内堀雅雄知事

お答え致します。

原子力政策につきましては、福島第一原発事故の影響による深刻かつ甚大な被害の現状を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものと考えております。県と致しましては、東京電力に対し、これまでも県民の安全・安心を第一とする社内風土を確立をし、甚大な被害をもたらした事業者として責任を全うするよう求めてきたところであり、今後とも、このスタンスに沿って対応してまいります。

宮本県議

知事が具体的に仰らないというのは極めて遺憾だと、残念だというふうに申し上げておきたいと思います。

二、避難者及び被災者の支援について

次に避難者支援、被災者の支援について伺います。

2019年3月末で応急仮設住宅の供与を終了する方針を決定した葛尾村、川内村、南相馬市、川俣町、飯館村における避難指示が解除された区域の現時点での帰還状況について伺います。

避難地域復興局長

お答え致します。

各市町村が9月上旬に取りまとめた時点の避難指示が解除された区域の帰還状況につきましては、葛尾村が15%、川内村が29%、南相馬市が26%、川俣町が24%、飯館村が9%になっております。

宮本県議

あまり帰還が進んでいないということです。

2年前に避難指示が解除された檜葉町でも、現在の帰還率は2割台と、思ったように帰還が進んでいないのが実態です。帰還を促進するあまりに、避難者個々が抱える生活実態が無視されてはなりません。

応急仮設住宅の供与については、避難者のそれぞれの事情に配慮して終了時期を決定すべきと思いますが、県の考えを伺います。

避難地域復興局長

お答え致します。

応急仮設住宅の供与期間につきましては、応急救助という災害救助法の考えの下、復興公営住宅の整備状況や市町村の意向等をふまえて国との協議を経て決定をしております。引き続き、避難者一人ひとりの1日も早い生活再建に繋がるよう、国や避難元市町村と連携を計りながらしっかりと取り組んでまいります。

宮本県議

当面ですね、来年3月で終了する檜葉町の対応が問われていると思っています。

檜葉町からの避難者への戸別訪問について、現時点での進捗状況と来年4月以降の住まいの意向が決まっていない世帯数及び割合を伺います。

避難地域復興局長

お答え致します。

8月末時点で訪問対象1,041世帯のうち約8割にあたる815世帯に対して訪問等を実施しております。その住まいの意向が概ね決まった世帯が475世帯で58.3%、再建先の希望はあるが具体的な行動に移ってない世帯が165世帯で20.2%。その他、まだ移行が決まっていない世帯、確認ができてない世帯等が175世帯で21.5%となっております。

宮本県議

まだ決まっていないという方がいらっしゃるわけですね。

応急仮設住宅の供与終了までに新たな住まいの確保が困難な檜葉町からの避難者に対しては、供与期間の特定延長を広く適用すべきと思いますが、県の考えを伺います。

避難地域復興局長

お答え致します。

供与期間の特定延長につきましては、公共事業の工期等の関係から供与期間内に応急仮設住宅を退去できない方を対象としております。引き続き、生活再建調整会議において避難者一人ひとりの状況の把握に努め、一日も早い再建につながるよう、国や檜葉町等と連携を図りながらしっかりと取り組んでまいります。

宮本県議

原発事故避難者の住宅の家賃賠償が来年の3月で終了となります。4月以降は自己負担となります。来年3月末で精神的な賠償も終了とされているため、避難者の生活は4月以降激変します。

東日本大震災の被災者向け「災害公営住宅」の家賃軽減制度の適用世帯は76%と報告されており、低所得世帯がいかに多いかが伺えます。

国のこの被災者向け災害公営住宅の家賃軽減措置も、住宅管理開始から6年目以降は段階的に縮小されることから、他県でも見直しを求める声が上がっています。

災害公営住宅における特別家賃低減事業の期間延長を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

土木部長

お答え致します。

特別家賃期間延長につきましては、本年6月に福島県単独で、また7月には宮城県、岩手県とともに国に対して要望したところです。なお、県は収入が著しく低い入居者に対し独自の減免制度を設けており、復興公営住宅の入居者に丁寧な説明を行って参ります。

宮本県議

いま部長が仰った個別的な対応については、丁寧な対応を求めておきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

国の避難指示がない地域から避難を継続するいわゆる自主避難者を、県は避難者数から除外しましたが、その数は今なお約1万人に上っていると思われまます。

県は、自主避難者数をどのように把握し、どのように支援するのか伺います。

避難地域復興局長

お答え致します。

住まいの状況などによる統計的な把握とともに、復興支援員等による戸別訪問や生活再建支援拠点での相談対応などにより、応急仮設住宅退去後も支援を必要とする方を幅広く把握し、それぞれの課題の課題に応じていくほか、必要な情報を提供するなど今後とも避難者の個々の事情に応じた支援に努めてまいります。

宮本県議

数はどのようにして把握されるんですか。

避難地域復興局長

これまで応急仮設住宅の供与の終了によりまして、100%正確な数の把握というのは困難だというふうに考えております。ただし、自主避難者の方々の中には避難を必要としている方も相当数いるというふうにも認識しておりまして、こういった方々に対しまして、ダイレクトメールを送付致しまして、相談窓口の周知、あるいは総務省の避難者情報システムへの登録の依頼などを行っているところでありまして、こういった取り組みを通じながら、あるいは個別訪問とか相談拠点での対応等も通じながら把握して参りたいと考えております。

宮本県議

つまり正確には掴まれていないということです。

(24時間年中無休の無料電話相談を行っている)寄り添いホットラインの電話相談では、被災3県の自殺願望は全国の2倍、特に若年の傾向があるといえます。

ある方は、福島で震災にあった、避難するかしないかで夫と意見が合わず離婚した。

子どもも避難先でいじめにあつて、仕方なく実家に戻ったが、親戚の理解も得られない。子どもの命を考えての行動は悪いことだったのかと、心療内科にいま通っているがどうやって生きて行けばいいのかと訴えていると伝えられています。

自主避難者が置かれた深刻な状況が見えます。県が把握している事例だけとは限らないわけで、こうした一人ひとりに寄り添う支援を行うためにも、しっかりとした把握が必要だと思いますが、いかがですか。

避難地域復興局長

お答えいたします。

県におきましては、先ほど申した通り様々な活動を通じて避難者の状況の把握に努めておりますが、当然関係団体もですね、いろんな形で避難者からの相談を受けたりして対応していることも承知しております。

先ほどの事例、東京のですね、例えば相談窓口を開いている避難者支援の団体のご意見かなというふうに思いますけども、そちらの団体とも、うちの担当とですね、常に連絡を取り合いながら情報共有して、個々の課題の解決にどうしたらいいかということを相談しながらですね、対応しておりますので今後とも引き続き、そのような形で対応して参りたいと考えております。

宮本県議

自主避難者を支援する首都圏のNPO団体にも深刻な相談が寄せられているわけです。

本年2月に報告された早稲田大学と震災支援ネットが本県から首都圏に避難している避難者を対象に行ったアンケート調査では、PTSDに相当する高い心理的ストレスを抱えている人は51.9%に上り、前年調査より17.2ポイント上昇したと報告されました。

この調査は避難区域からの避難者の調査ですが、自主避難者は避難すること自体の社会的認知と理解が不十分です。そのため、避難者であることを隠して生活する人も少なくなく、より高いストレスを抱えていることが想定され、よりきめ細かな支援が求められているのです。

自主避難者を避難者数から除外したことで支援の対象からも除外してはならないと思います。原発事故さえなければあり得なかった避難者は、全て原発事故避難者とし

て扱うべきです。

そして、帰還を希望しても帰りにくい心理状態にある避難者もいます。このような人たちが違和感なく戻るための支え合う仕組みが必要と考えます。

支援の主体は民間団体で行い、財政は行政が負担する仕組みが望ましいと思っています。

県は、帰還を希望する自主避難者への支援にどのように取り組むのか伺います。

避難地域復興局長

お答え致します。

地域コミュニティや子育てなど県内の生活環境について、避難者自身が確認できるよう支援団体が行う県民との交流会や、帰還した方が県外避難者に福島県の現状を伝える交流会等への助成を行うなど、今後とも相談対応や情報提供とあわせ、避難者の帰還に向けて支援を継続して参ります。

宮本県議

帰還する自主避難者のために県はふるさと住宅移転補助金を出しています。この申請件数を伺います。

避難地域復興局長

お答え致します。

ふるさと住宅移転補助金の申請件数は、県外からの移転が1,399件。県内からの移転が3,237件、合計で4,636件であります。

宮本県議

もうこの受付終わっているんですね。

今後帰還する自主避難世帯もふるさと住宅移転補助金の対象とすべきだと思いますが、県の考えを伺います。

避難地域復興局長

お答え致します。

ふるさと住宅移転補助金は、応急仮設住宅等の供与終了時期までを補助対象とするこ

とで、円滑に生活再建がすすむよう制度を構築したものであることから、今年の3月末までに移転完了をした世帯を対象としております。

宮本県議

自主避難者が約1万世帯ぐらいいかなと言われていて、(移転したのが)4,600(世帯)ですからね。約5,000世帯はまだ残っているというふうに思われるわけですよ。だからこれはやっぱり継続すべきだというふうに思いますので、なお検討を求めたいと思います。

次に、国家公務員宿舎を県が国から借り上げて、自主避難者に有償で提供しています。入居者と県との間の契約書に納得できないから署名しないとの声があります。東久留米宿舎のように老朽化した耐震補強も行わない建物で、天災等による建物損壊で第三者に被害が発生した場合には、入居者が賠償を行うものとしているためです。一般借家契約でも、このような規定はあまりないというふうに伺っています。

国家公務員宿舎の避難者への貸付において、入居者が天災等を起因として第三者に損害を与えた場合に補償義務を負うこととされている契約内容を見直すべきだと思いますが、県の考えを伺います。

避難地域復興局長

お答え致します。

国家公務員宿舎につきましては、県が国から使用許可を受けて、入居者に対応しております。県有財産の取り扱いに準じて契約を締結しているところであります。実際に第三者に損害を与えた場合には当該契約によって、もっぱら入居者に補償義務を負わせるということではなく、所有者である国と協議しながら適切に対応して参ります。

宮本県議

つまり機械的な対応をしないということですよ。だとすれば最初からこのような項目は入れる必要がなかったのではないかと思います。いかがですか。

避難地域復興局長

お答えいたします。

この条項のなかで天災、その他の事由ということで、天災が起きたときにですね、入

居者に責任を負わせるということは、ほぼ考えられないのかなと思いますが、その他の事由ということで、どういう状況があるかわかりませんので、そういった場合にはケースバイケースでそういったことも可能性としてあるのかなということで、こういった条項を入れているところであります。

宮本県議

入居者に不安を与えたことは事実ですので、くれぐれも機械的な対応をしないように求めておきたいと思います。

三、賠償について

次に賠償について伺います。

間もなく生業裁判の判決が出されます。今年3月の前橋地裁判決は、予見可能だった巨大津波に対する備えが不十分であったための原発事故だとして、国と東電の責任を認めました。しかし、被害に対する賠償は国の指針を超えて賠償を認められた原告は僅かに留まりました。

一方、9月の千葉地裁判決は、国の責任を認めなかったことは遺憾と言わなければなりません。同時に賠償では、中間指針だけでは補えない被害があるとして、自主避難者を含む42人に計3億7,600万円の追加賠償を命じる判決が出されました。原賠審の指針を超えた賠償を裁判所が認めた意義は大きいと考えます。

原賠審の中間指針は、精神的な賠償について、国や地方自治体による避難指示により長期に及ぶ避難生活を強いられ、日常生活の維持継続が困難になったことのみを対象としています。

避難指示や避難の有無にかかわらず、全ての県民に精神的損害に係る賠償がなされるよう国及び東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

原子力損害対策担当理事

お答え致します。

精神的損害につきましては、原子力損害対策協議会の活動等を通し、損害の範囲を幅広くとらえ被害の実態に見合った賠償がなされるよう、国・東京電力に求めてまいりました。引き続き、個別具体定期的な事情による損害を含め、被害者の立場にたった賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

宮本県議

まあそのとおりなんですけれど、要するに国の避難指示があるかないかだけで、精神的な賠償判断するのは適切ではないというふうに考えていると、というふうに考えていいですか。

原子力損害対策担当理事

精神的損害賠償につきましては、これまでも原子力損害対策協議会の活動を通しまして、被害の実態に見合った賠償を繰りかえし求めてきたところでありまして、引き続き、被害者の立場にたった賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

宮本県議

避難指示が解除された区域住民への精神的な賠償も来年3月で終了とされていますが、福島大学が今年2月までに双葉郡7町村住民に行ったアンケート中間報告では、将来の仕事や生活に希望があるかとの問いに、余り希望がない、全く希望がない、合わせると50.4%と半数を占めています。私たちの元にも、来年3月で精神的賠償が打ち切られることへの大きな不安が訴えられています。

避難指示が解除された後も、住民が元の生活を取り戻すまで、精神的損害の賠償を継続するよう国及び東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

原子力損害対策担当理事

お答え致します。

精神的に対する賠償の継続につきましては、原子力損害賠償の指針において、避難指示が解除された区域の状況や、被害者の個別具体的な事情に応じて柔軟に判断すべきとの考えが示されているところであります。引き続き、国及び東京電力に対し、被害の実情を踏まえた賠償を行うよう求めてまいります。

宮本県議

しっかりと求めて頂きたいと思います。

四、除染の促進について

次に除染について伺います。

除染特別地域のフォローアップ除染は9市町村で実施していると報告されました。

除染特別地域におけるフォローアップ除染のうち、県が把握している実施箇所数について伺います。

生活環境部長

お答えいたします。

除染特別地域における県が把握しているフォローアップ除染の実施箇所数につきましては、現時点で公表されている檜葉町及び富岡町の除染検証委員会の資料によると、檜葉町では本年1月末現在で約700戸。富岡町では本年3月3日現在で約4,000戸となっております。

宮本県議

富岡町から福島市に避難していた世帯が、避難指示解除で自宅に戻りました。でも子どもの放射線被ばくが不安でまた福島市に戻ってしまった事例もあります。避難区域から帰還し一生涯そこに住み続ける住民にとっては、低線量被ばくの不安は計り知れず、ICRPの平常時の基準である年間追加被ばく線量1ミリシーベルト、これを基に徹底した除染を行うのが筋であり、住民の不安に応える道です。

避難指示が解除されても線量が高い地域については、「年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下」を堅持してフォローアップ除染を進めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

生活環境部長

お答え致します。

避難指示が解除された地域のフォローアップ除染につきましては、「福島復興再生基本方針」において、除染の長期目標として年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下となるということ目指していくと明記されており、県と致しましては本目標を堅持しつつ、必要な除染が確実に実施されるよう、引き続き国に求めて参る考えであります。

宮本県議

富岡町だけでもフォローアップ除染の箇所が4,200ヶ所というのは非常に重大だな

というふうに思います。除染特別区域の除染の最初の目標が年間20ミリシーベルトでしたよね。ですから、毎時3.8マイクロシーベルトを目標に帰還のための除染が行われてきたということですので、これだけのフォローアップ除染の必要箇所数が出てきたということなんだろうというふうに思います。一応帰還した以降は長期目標である年間1ミリシーベルトに沿ってフォローアップ除染をやるということですので、今の答弁はね。

住民のみなさんの希望に沿ってしっかり対応して、長期になんて言わないで早期に除染が実施されるように求めて頂きたいと思いますが、大丈夫ですか。

生活環境部長

お答え致します。

除染につきましては、引き続き県といたしまして、国が目標としております1ミリシーベルト以下となるという明記をしております。この目標を堅持しつつ必要な除染が確実に実施されるよう県としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

宮本県議

市町村実施のフォローアップ除染も進んでいません。住宅戸別にその必要性について（国と）協議を行わなければ除染のお金が使えないというのでは、いつまでたっても進まないのは当然ですから、戸別協議はもう直ちにやめるべきだと思うんです。

県が国に求めているフォローアップ除染の「より簡便な手順」、この内容についてお聞かせください。

生活環境部長

お答え致します。

「より簡便な手順」につきましては、これまで集積された知見や実例からフォローアップ除染に際し、雨どい下や、水の流れ道など除染効果が維持されていないと判断されることの多い除染手法をルール化し、市町村が国との戸別協議を得ることなく迅速に除染を実施できるようにすることを焦点にしております。

宮本県議

帰還困難区域を抱える町は、復興拠点整備計画を策定しますが、町の計画に対して、

国は除染が前提となるために、費用対効果を考えて計画を作れと、町の計画の足引っ張りをしていると苦情が寄せられました。

特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、市町村の計画を尊重するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

避難地域復刻局長

お答え致します。

特定復興再生拠点区域の整備につきましては、市町村の計画を最大限に尊重するよう政府要望や福島復興再生協議会など、あらゆる機会を捉えて国へ要望しているところであります。今後も市町村・国と連携し、それぞれの地域の実情に応じた復興再生にしっかりと取り組んでまいります。

五、夜間中学について

最後に夜間中学について伺います。

2016年12月、教育機会確保法が成立しました。義務教育未就学者や不登校等により十分な義務教育を受けられなかった人に、教育を受ける機会を保障するもので、夜間中学も位置付けられました。

現在、県内では福島市で民間団体による自主的な夜間中学が運営されており、前文科省事務次官の前川喜平さんは、今もボランティアで講師活動を行っています。「夜間中学をつくる会」は、福島市当局に夜間中学の設置を要望していますが、福島市は、市立の夜間中学校は考えていないとして、県に設置を求めてほしいとの立場を取っています。法律では地方自治体が設置するとしており、市町村とは限定していません。

そこで県教育委員会は、夜間中学に関する調査事業にどのように取り組んできたのか伺います。

教育長

お答え致します。

夜間中学につきましては、平成27年度から県内4市の教育委員会や中学校長会などと検討委員会を設置し、昨年度からは対象を4市から8市に拡大して、県民の学習ニーズ調査を実施するとともに、県外の公立夜間中学への視察や県内で自主夜間中学を運営する団体へのヒアリングを行うなどして、その役割について理解を深めているところであ

ります。今後はいわゆる「教育機会確保法」の主旨をふまえ、各市町村教育委員会と情報や課題共有しながら、引き続き調査事業に取り組んでまいります。

宮本県議

県は、県立の中高一貫校や広域通学となる特別支援学校を担っているわけで、中学校を作れない理由はないんです。

そこで県立夜間中学の設置を検討すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

教育長

お答え致します。

夜間中学の設置につきましては、義務教育の提供であり、基本的には中学校の校舎や多岐にわたる教材・教具等をすでに有する市町村において検討されるべきものと考えております。なお、県立での設置につきましては、継続して行う調査事業の中で研究をしてまいります。

宮本県議

もう今年で3年目になるんですよ、調査がね。それで、(性格として)どうしても広域的なものにならざるを得ないです。

だからまずは県がやるべきだと思うんですが、なぜそこに踏み出せないんですか。

教育長

ニーズ調査などを十分にさせていただきながら、研究をしてまいりたいと思います。

宮本県議

もう研究は終わっていると思うので、ぜひ実施に移していただきたいことを申し上げて質問を終わります。

以上